

# 陳 情 文 書 表

1 件 名 加西市低入札価格調査制度の見直しについて

2 受理年月日 令和元年 12 月 12 日

3 受理番号 第 2 号

4 陳 情 者 加西市中西町  
加西地区建設業協会 会員一同  
会長 塚前孝文

5 陳情の要旨

〔陳情項目〕

調査基準最低価格を現行（予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 7 までの範囲）を  
予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲に改定していただきたい。

〔陳情理由・経緯等〕

以前よりダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適切な施工が  
通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、  
公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につな  
がりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担  
い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることか  
ら、これらを防止する為、総務省自治行政局長並びに国土交通省・建設産業局長よ  
り、各都道府県並びに各市町村宛てにダンピング対策強化について低入札価格調査  
制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の  
排除を図ること。また、今般の中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）  
モデル及び国土交通省の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格に  
ついて、その算出方式の改定等により適正に見直すよう再三にわたり通知又は指導  
があったと承知している。

しかしながら、加西市に於いては、契約予定金額 1 億円以上の工事を対象とする  
低入札価格調査基準価格及び調査基準最低価格の見直しがこの制度を導入  
（H24. 4. 1）されてから一度も見直されず、中央公契連モデルとは程遠く低い最低  
制限価格となっている。

中央公契連モデルを採用している兵庫県では、予定価格の 10 分の 7 未満（令和 2  
年 1 月 1 日以降は 10 分の 7.5 未満に改定）の金額で入札した者は失格となるが、  
加西市では低入札価格調査として審査して落札の可否を決定する。中央公契連モデ  
ルではダンピング受注とみなされる予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 7 を調査価格

に設定し、失格にしないのはどうかと思われる。

平成 31 年 3 月 28 日に加西地区建設業協会より西村市長宛てに要望書を提出し低入札価格調査制度の見直しについても改定をお願いしたところではあるが、残念ながら令和元年 6 月 7 日に市長からの回答書には現状維持との回答が返ってきた。

何卒、市議会のほうで、ダンピング対策の意義をご理解いただき、加西市における低入札価格調査制度の見直しについてご協議いただきたい。

6 付託委員会            総務常任委員会

# 陳 情 書

令和 元年 1 2 月 1 2 日

加西市議会議長

土 本 昌 幸 様

陳情者 住所 加西市 [REDACTED]  
加西地区建設業協会  
氏名 会員一同  
会長 塚 前 孝 文

件 名 加西市低入札価格調査制度の見直しについて

## 陳情項目

- 1 調査基準最低価格を現行（予定価格の10分の6から10分の7までの範囲）を  
予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲に改定して頂きたいお願い致します。

## 陳情の理由・経緯等

以前よりダブリング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適切な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これらを防止する為、総務省自治行政局長並びに国土交通省・建設産業局長より、各都道府県並びに各市町村宛てにダブリング対策強化について低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダブリング受注の排除を図ること。また、今般の中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル及び国土交通省の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算出方式の改定等により適正に見直すよう再三にわたり通知又は指導があったと承知しております。

しかしながら、加西市に於いては、契約予定金額1億円以上の工事を対象とする低入札価格調査基準価格及び調査基準最低価格の見直しがこの制度を導入（H. 24. 4. 1）されてから一度も見直されず、中央公契連モデルとは程遠く低い最低制限価格となっております。

中央公契連モデルを採用している兵庫県では、予定価格の10分の7未満（令和2年1月1日以降は10分の7.5未満に改定）の金額で入札した者は失格となりますが、加西市では低入札価格調査として審査して落札の可否を決定します。中央公契連モデルではダブリング受注とみなされる予定価格の10分の6から10分の7を調査価格に設定し、失格にしないのはどうかと思われま。

平成31年3月28日に加西地区建設業協会より西村市長宛てに要望書を提出し低入札価格調査制度の見直しについても改定をお願いしたところではありますが、残念ながら令和元年6月7日に市長からの回答書には現状維持との回答が返ってまいりました。

何卒、市議会のほうで、ダブリング対策の意義をご理解頂き、加西市における低入札価格調査制度の見直しについてご協議いただきますようお願い申し上げます。